

愛川町情報公開条例及び愛川町個人情報保護条例の一部改正に係るパブリック・コメント手続を実施しない理由について

理由

平成28年3月議会定例会に改正案の提出を予定している愛川町情報公開条例及び愛川町個人情報保護条例については、愛川町自治基本条例第19条第1項第1号イに規定する「町民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例」であり、パブリック・コメント手続の対象となる条例であります。

しかしながら、今回の改正は「行政不服審査法」の全面改正に伴い、両条例の改正を行うものであるため、愛川町自治基本条例第19条第2項第3号の規定に基づき、パブリック・コメント手続を実施しないこととしたものです。